

# 平和への誓いを新たに

広島平和記念式典に市内小学生28名が参加



8月5日、6日の両日、市内小学6年生933名の代表として28名が広島平和記念式典に参加しました。市では、次代を担う若い人たちに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを考えてもらうため、毎年同式典への参加を実施しています。式典では、原爆犠牲者に祈りを捧げ、平和への誓いを新たにしました。ここでは、参加した児童が感じた「平和への思い」を感想文(抜粋)から紹介します。

## 広島平和記念事業に参加して

思っていたより小さな原爆一つで、爆風が街をおそい、熱線が人々を焼きつくし、広島が街があとかたも無くなってしまふなんて想像もつきませんでした。なぜこれほどの人たちが死ななければならなかったのか、苦しまなければならなかったのか、その戦争にはどんな意味があったのかということを考えました。

今は大きく美しい都市に復興した広島、しかしその中でもいまだに原爆の後遺症に悩まされている人がたくさんおられることを知った時、涙がでそうになりました。でもそんな後遺症を持った人たちが悲慘な過ちを二度と繰り返さないためにいろいろな活動をしてもらえます。それを知った時、戦争があつて今があるんだなあと思えました。

### 一番大切な「命」

広島平和記念資料館では原爆が落ちた後の資料や写真がたくさんありました。それまで栄えていた広島は街は一瞬にしてなくなり、なんの罪もない人々が

たくさん亡くなりました。

私は人間にとって「命」が一番大切なものだと思います。それを人間同士でうばいあう戦争はとても怖いのです。もし、今の日本で戦争がおこったら、私や私の家族、大切な友だちの「命」はどうなってしまうのでしょうか。人が人を殺すという戦争はこの世の中からなくなつてほしいです。

### 広島での学び

語り部の畑口さんから原子爆弾のおそろしさと人との絆の深さという貴重なお話を聞かせていただき、とても胸がいっぱいになりました。

私は、これからも原子爆弾の事は忘れてはならないことだと思つた。地域の方や友達に伝えていきたいと思つた。そして、私達が今幸せに生きている事に感謝し、これからもこの平和な世界がいつまでも続くように今の自分にできる事をしたいです。

### ヒロシマの心

畑口さんは、21歳の時被爆健康手帳をもらったのですが、使わずにかたくし、40歳になって初めて使つたそうです。ぼくは、畑口さんは何も悪い事をしていないのに被爆者という事で差別をされるのは間違つてい

と思つました。そして、人の心のきずは外見ではわからないけれど、長い間人を苦しめる戦争は本当に恐ろしいと思つた。

でも、畑口さんは「平和は戦争をしない事だが、相手の気持ちを受け入れ、ゆるす。そして、苦しみを立ち直り乗り越えていく」と言われていました。ぼくはその言葉を聞いて、過去に目をそむけずすべてを受け入れて前を向いているヒロシマの心はすごいと思つました。

### 原爆のこわさを知って

広島平和記念資料館を見たり、語り部さんのお話を聞いたりして原子爆弾のこわさを知り、なんて残こくな爆弾が広島に落ちたのだからと思つてきました。そして被爆した人たちの苦しみや悲しみがとても分かる気がします。

ぼくがこの事業に参加して感じたことは、戦争は勝つても負けても良い物は増えず、大事な物が減り、人々を苦しめるだけということです。だからぼくたちが習つたことを、友達などに教えてあげて、一人一人平和の大切さを知り、平和の輪をみんなにつなぎ、核ミサイルや戦争が全て無い平和な世の中を作っていきたいと思つました。

## 甲賀市戦没者追悼式

甲賀市戦没者追悼式を8月25日、あいこが市民ホールで開催しました。遺族や関係者など約300名が列席し、亡くなられた方々に追悼の意を捧げるとともに恒久平和への誓いを新たにしました。

式典では、中嶋市長が「戦没された方々の、かけがえのないふるさとに寄せた深い愛情を胸に刻み、誰もが希望に満ち溢れた日々の営みができる理想郷甲賀の実現をお誓いします」と慰霊の言葉を述べ、続いて参列者が献花を行いました。

また、広島平和記念事業に参加した小学生を代表し7名の児童が作文朗読を行い、平和への思いを力強く発表しました。



慰霊の言葉を述べる中嶋市長

## 10月から「甲賀市上下水道料金お客様センター」を開設

市では、上下水道料金に関する業務を株式会社エコシティサービスに委託し、「甲賀市上下水道料金お客様センター」を開設します。10月1日から、窓口や電話でのお問い合わせなどはお客様センターが取り扱います。

### 甲賀市上下水道料金お客様センター

場 所/甲南庁舎 1階上下水道料金課内  
電 話/86-8201  
営業時間/8時30分～17時15分(平日のみ)

問い合わせ  
上下水道料金課  
☎86-8014 / ☎86-8032

- 主な業務
- 引越しなどによる水道の使用開始・中止などの受付
  - 水道料金や下水道使用料のお支払い
  - 水道メーターの検針
  - その他、上下水道料金に関すること
- その他
- 従業員は、制服を着用し、市の発行する証明書を携帯しています。
  - 個人情報保護に万全を期しています。

## 『不育症』治療費の一部助成制度

助成の内容 助成額は、医療保険適用外の不育症の治療及び治療に係る検査費用の2分の1以内で、1年度につき上限30万円まで助成します。

対象者 医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められた方で次のすべてに該当する方です。

- 法律上の婚姻をしている夫婦
  - 夫婦のいずれか一方又は両方が助成申請日の1年前から甲賀市に継続して住民登録をしており、治療期間、助成申請時においても甲賀市に住民登録をしている方
  - 4～6月が申請月の場合は、助成申請時に甲賀市市民税を完納している方
  - 7～3月が申請月の場合は、助成申請時に市税(市民税、固定資産税)及び軽自動車税の滞納がない方
- 対象となる不育症治療等
- 平成25年4月1日以降に受けた医療保険適用外の不育症の治療及び治療に係る検査費用

※申請書や申請時に必要な書類等詳しくは健康推進課にお問い合わせください。

健康推進課 母子保健係  
☎65-0736 / ☎63-4591